

13 事件・事故のない安心してくらせる地域社会づくり (警察本部)

<ねらい>

街頭犯罪等抑止総合対策をはじめとする犯罪の抑止・検挙活動や「犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」に基づく防犯意識の高揚、自主防犯活動への支援などに積極的に取り組んだ結果、2006年の刑法犯認知件数*は、12万2,703件で前年比-14.1%と減少しましたが、比較的治安が良いとされていた昭和期とは大きな隔たりがあり、平成2年の水準と比較しても、いまだ1.3倍以上の高水準にあります。また、想定外の重要・特異な事件や振り込め詐欺などの匿名性の高い知能犯罪が多発しており、体感治安*については、いまだ県民が求める水準には至っていない状況にあります。そこで、県民に不安を与える犯罪の抑止・検挙活動の強化、繁華街・歓楽街の総合対策の強化、交通事故防止対策や県民総ぐるみ運動による防犯への取組みなどを重点的に推進します。

<めざすすがた>

警察力が総合的に強化され県民に身近な犯罪あるいは県民の体感治安に大きな影響を与える重要犯罪など、各種犯罪が減少し、発生した犯罪などに対しては的確に対応されているとともに、県民の防犯意識が高まり、地域の自主防犯ボランティア活動の拡大やネットワーク化及び県・警察・市町村・県民などの連携した防犯活動のしくみの構築により、これまで以上に犯罪のない安全で安心してくらせる地域社会になっています。

<数値目標>

目標 刑法犯認知件数（単年度※）

(単位：件)

実績(2005)	現状(2006)
142,920	122,703

2007	2008	2009	2010
110,000	104,500	101,500	99,500

(警察本部調べ)

<取り組む事業>

県民に身近な犯罪あるいは県民の体感治安に大きな影響を与える重要犯罪等、各種犯罪の抑止や交通事故防止対策を強化するとともに、犯罪発生件数が高水準で推移している地域・地区などを対象とした警察基盤を整備します。また、防犯意識のさらなる向上や自主防犯ボランティア活動の拡大・ネットワーク化を図り、犯罪の発生を抑制します。このほか、犯罪から子どもを守る対策の強化や、的確な情報分析による組織犯罪実態の解明と繁華街・歓楽街を中心とした取締りを徹底します。さらに、犯罪被害者等への支援施策を総合的に推進します。

	構成事業	取組内容 (実施主体)	現 状 (2006 見込)	年度別計画			
				2007	2008	2009	2010
1	県民に不安を与える犯罪等の抑止・検挙活動の強化 機動力を活かしたパトロールや警察官による「声かけ活動」を強化することにより、犯罪の抑止・検挙及び交通事故防止を図るとともに、事件発生時の即応力を高めます。また、捜査支援システムの整備を行うなど、効率的・効果的な捜査を推進することにより捜査力を高めます。	機動力の整備 (県)	—	機動力の整備	機動力の整備	機動力の整備	機動力の整備
		効率的、効果的捜査の推進 (県)	捜査支援システム 30基 (40)	基10 (40)	基10 (50)	拡充	拡充
		声かけ活動の推進・浸透 (県)	—	調査・研究	推進	推進	推進
2	犯罪から子どもを守る対策の強化 学校などの関係機関との連携体制を充実するとともに、街に警察への緊急通報装置を設置し犯罪を寄せ付けない環境づくりを推進します。また、見守り活動等に有効活用できる情報提供システムを効率化し、正確かつタイムリーに発信します。	スクールサポーター制度の導入推進 (県)	— 人53	促進	促進	促進	促進
		新型街頭緊急通報装置等の設置 (県)	—	調査・研究	整備	運用	運用
		子ども安全ネットワークの構築 (県)	—	調査・研究	システム構築	運用	運用
3	繁華街・歓楽街総合対策及び組織犯罪対策の推進 各種捜査情報を一元管理するなど効率的・効果的に活用し、実効性の高い繁華街・歓楽街総合対策及び組織犯罪対策を推進し、取締り等により生じた空きビル・空き店舗等を自主防犯活動の拠点にするための支援を行います。	防犯活動拠点等の設置支援 (県)	—	拠点の拡大	拠点の拡大	拠点の拡大	拠点の拡大
		組織犯罪対策の推進 (県)	—	調査・研究	支援システムの拡張	支援システムの拡張	支援システムの拡張
4	警察基盤と現場執行力の強化 県央地区などでの犯罪多発に対応するため、警察活動拠点を整備し、重要犯罪への迅速な対応や各種犯罪の抑止・検挙活動を強化します。また、大量退職・大量採用の中で若手警察官等の後継者を育成し現場執行力の強化を図ります。	県央地区警察活動拠点の整備 (県)	—	調査	整備	整備	運用
		捜査実務指導嘱託員の運用 (県)	— 人54	効果検証	効果検証	効果検証	効果検証
5	県民総ぐるみによる防犯への取組みの推進と犯罪被害者等への支援 多様な県民のライフスタイルに応じて、安全・安心まちづくりに関する効果的な情報発信・普及啓発を実施し、県民の防犯意識のさらなる向上を図ります。 また、自主防犯活動の立上げ、リーダーの養成、活動団体のネットワーク化などの支援制度を充実するとともに、防犯協定の締結による事業者団体などと連携した活動を推進し、自主防犯活動の裾野の拡大や活動者の増加に取り組みます。 さらに、県民、N P O*、市町村などと連携・協力し、犯罪被害者等の心情に配慮しながら、福祉、医療、教育、安全の確保などの支援施策を実施するとともに、これら支援施策を充実するため、基本法を踏まえ、「犯罪被害者等支援条例（仮称）」を制定します。	県民の防犯意識のさらなる向上 (県)	防犯教室などの開催 6,500回	回7,000	回7,000	回7,000	回7,000
		自主防犯活動団体の拡大とネットワーク化 (県、市町村)	活動団体及び活動者数 1,300団体 130,000人	団体1,500 人150,000	団体1,700 人170,000	団体1,900 人190,000	団体2,000 人200,000
		犯罪被害者等への支援 (県、市町村、民間) ・支援施策・事業 ・条例の制定	— —	実施 検討	実施 制定	実施 施行	実施